

令和6年度第5回江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 議事録

- 1 日 時 令和7年1月16日（木）午後1時55分～午後3時15分
- 2 会 場 第5委員会室
- 3 出席者 村島 章恵 会長、上條 司 委員、横山 和子 委員、早崎 さやか 委員、事務局職員、諮問課職員（第10～11号議案）及び報告課職員
- 4 議 題
 - 第10号議案 江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について
(諮問) 経営企画部DX推進課
 - ・ 諮問内容の必要性を認める一方、江戸川区情報セキュリティポリシーの改定については、今後も法令等の改正のみならず、社会情勢の進展等を踏まえ、江戸川区情報セキュリティポリシーの見直しを定期的に行うよう要請するとともに、江戸川区情報セキュリティポリシーを運用するに当たっては、関係職員への十分な周知、研修の実施など、適正な運用を徹底するための万全の対策を講じるよう要請する旨の答申を行うこととした。
 - 第11号議案 「住民基本台帳に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について
(諮問) 生活振興部マイナンバー推進課
 - ・ 特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点における考慮事項を踏まえ、審査を行った結果、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、当該評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当であると認める旨の答申を行うこととした。
 - 第12号議案 令和6年度審査請求第9号について
(諮問) 総務部法務課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧又は写しの交付の申立て等ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

第6号議案 令和5年度審査請求第11号について

(諮問) 福祉部障害者福祉課

- ・ 審査会は、答申案について審議を行い、実施機関の決定は妥当であると判断し、答申することとした。

第8号議案 令和6年度審査請求第7号について

(諮問) 都市開発部学校建設技術課

- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

第9号議案 令和6年度審査請求第2号について

(諮問) 福祉部生活援護管理課

- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

5 報 告

(1) 定額減税を補足する給付金の勧奨通知の誤送付について

(報告) 総務部課税課

- ・ 事案の概要、発生後の対応、再発防止策等について報告があった。

(2) インターネット等運用審査会の審査結果について